

引き渡し注意書兼物品受領書

- 1 物品の引き渡し後の返品は認めない。
- 2 物品引き渡し後、物品に隠れた瑕疵があっても、その瑕疵に対する請求をすることはできない。
- 3 引き渡し後は15日以内に搬出すること。
- 4 引き渡し後速やかに名義を変更し、変更した旨の記載された書類を会津森林管理署長へ提出すること。
- 5 車両に森林管理署等を明示するステッカーや文字・マーク・柄等が表示してある場合、車体のステッカー等を剥がし書かれている文字を早急に消去し、消去したことを証明する写真を会津森林管理署長へ提出すること

上記「引き渡し注意書」に異存なく物品を受領しました。（物件番号 号）

会津森林管理署長 殿

令和8年 月 日

住 所 :

氏 名 :

引渡職員	
------	--